

3 ヒヤリング調査の実施と結果

3-1 ヒヤリング調査の実施

前記の要領で把握した 29 箇所 の自立援助ホームに対し、以下のような手順に従い、ヒヤリング調査を実施した。

はじめに、調査研究の趣旨と協力依頼を述べた文書を各自立援助ホームに発送した。その際、全国自立援助ホーム連絡協議会の賛同をえていることも付記した。さらに、12月に開催された「全国自立援助ホーム連絡協議会埼玉大会」において調査協力依頼を重ねて行い、結果的に 25 箇所 の自立援助ホームにおいてヒヤリング調査を実施することができた。

今回ヒヤリング調査が実施できなかった自立援助ホームは、「拒否」が 1 箇所、「年度内にスケジュール調整がつかない」が 3 箇所であった。この 3 箇所に関しては、次年度ヒヤリングを実施する予定である。

3-2 ヒヤリング調査の内容と結果

ヒヤリング内容に関して、今年度われわれは自立援助ホームの設立・運営形態を明らかにしようと考えた。なぜならば、自立援助ホームの基盤となる運営組織のあり方が、利用者の自立支援方法や内容を規定する要因となると考えたからである。

以下に、それを

- (1) 自立援助ホームの組織、
 - (2) 自立援助ホームの運営実態、
 - (3) 自立援助ホームスタッフの意識、
- という項目にまとめている。

(1) 自立援助ホームの組織

① 運営主体

25 箇所 の自立援助ホームは、22 の法人あ

るいは任意団体によって運営されていた。それを大まかに区別すれば、社会福祉法人による運営、NPO法人による運営、任意団体その他、に区分される。

A 社会福祉法人立の自立援助ホーム

社会福祉法人立の自立援助ホームは12ヶ所で、そのうち青少年と共に歩む会が3つの自立援助ホームを運営しているの、法人数は10 法人である。さらに社会福祉法人と自立援助ホームの関係を以下のように分類して整理した。

第一は、自立援助ホームを運営するために設立した社会福祉法人で、これを「単独」型とする。このタイプの自立援助ホームは、「清周寮(社会福祉法人清友会)」、「経堂・三宿・祖師谷憩いの家(青少年とともに歩む会)」である。「青少年福祉センター新宿寮」は、ヒヤリング当時は「財団法人」ではあるが、タイプとしてはこれに類すると考えてよいだろう。(なお新宿寮は2005年度より清周寮とともに「社会福祉法人青少年福祉センター」のもとに運営される予定である)

第二は、もともと児童養護施設等の社会福祉施設を運営していた法人が自立援助ホームを運営するタイプで、これを「複合施設運営」型とする。このタイプの自立援助ホームは「双葉ホーム」(児童養護施設「双葉学園」と運営している「社」双葉会)、島添ホーム(児童養護施設「島添の丘」及び島添の丘分園型自活訓練事業『ファミリーホーム』を運営している「社」豊友会)、慈泉寮(10事業22施設を運営する大規模法人で児童養護施設「名古屋養育院」を運営している「社」昭徳会)、あすなる荘(児童養護施設子供の家を運営している「社」子どもの家)、鳥取フレンド(児童養護施設「鳥取こども学園」、情緒障害児短期治療施設、保育所、学童クラブなど児童関係全般の事業を運営している「社」鳥取こども学園)

ミカエラホーム（母子生活支援施設、女性のためのシェルターなどを運営している「社」礼拝会）せんだんの家（障害者施設、高齢者施設等多くの施設を運営している社会福祉法人で、児童福祉関係では保育所を運営している「社」東北福祉会）などがこれにあたる。

第三に、「やどかり」型と命名できるタイプで、これは公的な補助金の受け皿として既存の社会福祉法人に依頼しているタイプで、それ以外の具体的関わりはない。ふじえホームがこのタイプである。

B NPO法人立の自立援助ホーム

NPO法人立による自立援助ホームは、10箇所である。そのうちベアーズホームとカーペディエムは同一法人の運営であるので、NPO法人数は9法人である。

NPO法人による運営を選択したのは、それぞれの事情による。第一にあげられる理由は、地方公共団体から補助金を受け入れるための公的組織を求められ、社会福祉法人を設立する準備が整わない場合にNPO法人を立ち上げた、という事情である。このタイプは、ふきのとう（NPO法人青少年の自立を支える青空の会）、風の家（NPO法人青少年の自立を支える群馬の会）、ベアーズホーム・カーペディエム（NPO法人青少年の自立を支える埼玉の会）、星の家（NPO法人青少年の自立を支える会）の5箇所、これらは設立と前後してNPO法人格を取得している。人力舎は、設立1年目である2004年度は補助金の受け皿としてとりあえず他のNPO法人の名義を借りているが、2005年度には自前のNPO法人を設立する予定である。

同じくNPO法人格を取得している3箇所の自立援助ホームでは、その取得目的、経過にそれぞれの事情があった。「大阪自立

援助の家（NPO法人青少年自立援助会）」は、1996年開設当初は任意団体として活動していたが、1999年NPO法人の認証を得た。ただし、ここは『自立援助ホーム』の認可は受けていない。「ピアホーム」は、自立援助ホームを新設するにあたり、「虐待を受けた子どもの支援には縦割り（福祉のみ）ではないほうがよい」ということでNPO法人にして、司法・教育などの関係者との共同を意識し、NPO法人を選択している。同じく「元気さん」も、自立援助ホームの他に社会福祉法人立の保育所や有限会社の経営による老人福祉サービスなど多角経営を行っている経営者によって運営されている。自立援助ホーム事業を開始するにあたってNPO法人を選んだのは、このほうが社会福祉法人よりも自由で柔軟に運営できるという理由による。これら二つの自立援助ホームのタイプは、社会福祉法人の「複合施設運営」型に準じるタイプともいえよう。

C 任意団体立の自立援助ホーム

3箇所の自立援助ホームは、任意団体として運営していた。岡田ホームは、1998年が開設年度となっているが、開設者である岡田夫妻は、当初から自立援助ホームの開設を目指していたのだが、それに先立ち1988年から、障害者生活ホームや不登校児童支援事業を自治体から依頼されて行っていた。その実績が認められ、任意団体として補助金を支出されている。

天神ホームの運営主体は、神戸の児童養護施設関係者5名で構成される「天神ホーム運営委員会」である。5名の運営委員はおのおのが児童養護施設の現役の職員であり、彼らのボランティア活動によって成り立っていた。現在、自立援助ホームとしての活動は休止している。（1997年より要保護年長児童の入所はない）

「デンマーク牧場子どもの家」は、他に老人福祉施設・病院なども経営している法人が関わっている。自立援助ホームとしての活動を始める以前から、宗教法人として不登校の子どもたちの受け入れを行っていた。しかし、そのためには保護者がそれなりの費用を負担することが条件で、本当に受け入れが必要な子どもたちが費用負担できずに受け入れられなかった。この現実を打開するために『自立援助ホーム』という枠組みを活用するということで、任意団体として2002年に補助金を受けることになった。

このように、同じ「自立援助ホーム」といっても、運営主体は多様であった。歴史的な経過でそれを俯瞰すると、はじめにボランティア活動から始めた「任意団体」立の自立援助ホームが、長年の活動実績をもとに「社会福祉法人化」を実現し、その後要保護年長児童にたいする自立援助ホーム活動の必要性を認識した自治体の呼びかけや、児童養護施設運営法人自身が必要性を認識し、設立に乗り出した。さらに、社会福祉法人格を持たない(あるいは別の形態を模索する)関係者がNPO法人格という選択をしている。それでもなお、「任意団体」という運営主体も残る。

② 運営主体と自立援助ホームのかかわり

運営主体と自立援助ホームのかかわりを、運営主体が、具体的にどのように自立援助ホームを支援しているかという視点から分類した結果を、以下に示す。

A 社会福祉法人の支援内容

単独型の社会福祉法人によって運営されている自立援助ホームは、設立目的がその運営を維持するためであるので、協力関係を特に論じる必要はない。むしろ社会福祉法人が主

力となって多くの支援団体、個人を組織する活動をしている。また、自立援助ホームの日常の運営もバザーの手伝いや、食事ボランティア、裁縫ボランティア、夜間宿直ボランティアなどを法人として組織的に取り組んでいる。

複合施設運営型の社会福祉法人と自立援助ホームとの関係を見ると、社会福祉法人が様々な形で自立援助ホームを支えていることがわかる。たとえば、「せんだんの家」は、法人が自立援助ホーム用の家屋を建設し、それを月10万円の賃借料で貸与している。また、スタッフは法人職員として福利厚生が受けられ、さらに法人内の施設において清掃や調理スタッフとして自立援助ホーム利用者を雇用するなど、全面的なバックアップをしている。

島添ホームは、ホーム長が同法人の運営する児童養護施設長が兼任で、児童養護施設の臨床心理士も兼任で自立援助ホームのメンバーを支援している。さらに法人支援団体の会費収入がメンバーへの貸付金に利用されるなど、法人内での支援が多々なされている。

その他にも、自立援助ホームのメンバーが児童養護施設の行事にも参加(双葉ホーム)、主に子どもたちへの金銭的援助を目的として、慈泉寮の子どもたちを支える会「泉の会」を組織している(慈泉寮)、法人が経営する駐車場の利用料約600万円を「法人援助金」として補助する(あすなろ荘)など、経済的、人的なバックアップ、あるいは法人自体が自立支援のための社会資源としての機能を提供するなど、全面的なバックアップをしていることがわかった。

「やどかり」型の自立援助ホームは、補助金の受け皿として名義を貸してくれること自体が大きなバックアップといえるが、それ以外の具体的な支援に関して聞き取ることができなかった。

B NPO法人立の自立援助ホームの支援組織と支援内容

NPO法人は、自立援助ホームの運営をさせるための組織として、公的補助金の受け皿、それ以外の資金を法人会費や寄付金などによって調達するため、また人的支援をえるための法人として設立されている。

NPO法人立の自立援助ホームのなかで、「NPO法人青少年を支える会」という名称を冠している法人は、多くの会員を組織している。会員たちは、年会費や寄付金の支払い、運営資金確保のためのバザーやチャリティ行事のボランティア、自立援助ホームの食事づくりボランティアなどとして、自立援助ホームの運営にかかわる活動を積極的に担っている。

会員たちは行政機関や公立、民間の福祉関係者、福祉施設の職親、家庭裁判所職員や弁護士、社会福祉関係の大学教員、学生、学校関係者やさらには青年会議所OBやロータリークラブ、一般市民などで組織され、各法人は、その裾野をさらに広げる努力をしている。

だが、同じNPO法人といっても、地域によって様々な事情がある。

県内2番目の自立援助ホームとして開設したピアホームは、児童相談所関係者、弁護士や教育機関関係者の支援を受け、「子どものサポートを支援する会」(71個人・団体)を組織している。理事会には、同じ県内にある鳥取フレンド関係者を理事に迎え、先達が積み上げた実績から学び、また行政とのパイプ役も果たしてもらうなど、比較的スムーズなスタートを切っている。行政機関との連携も比較的スムーズに進められている。しかし、このような先達が存在しない地域で開設した自立援助ホームは、県内関係者の理解と協力を得ることからはじめなければならない、これがこれからの大き

な課題になってくるであろう。特に、大阪自立援助の家はNPO法人青少年自立援助会が運営している。協力者もいるがNPO法人理事長と自立援助ホームのホーム長を兼ねたスタッフが実質ひとりで運営しており、今後のあり方を模索している。

社会福祉法人の「複合施設運営」型に準じるタイプであるNPO法人は、複合施設型の社会福祉法人とほぼ同様の支援を受けている。「元気さん」を運営しているNPO法人は、他に社会福祉法人として保育所や高齢者・知的障害者福祉事業を行っているが、あえて自立援助ホームはNPO法人立にしている。もともとは宗教法人として寺院の経営をしており、同時に民生委員活動から葬儀扶助等を行っていた。その他に有限会社で訪問介護事業も行っている。自立援助ホームは、理事長夫妻が里親も行っている関係で始めた、同族による多角的な社会福祉事業を展開している中のひとつの事業であり、運営に当たって、建物やスタッフの確保、提供しているサービスも、たとえば高齢者と自立援助ホーム利用者の給食サービスを合同で行うなど、他の事業と連動して行っている。

NPO法人による運営は、志を持つものたちが自立援助ホームを開設しようとする時、法人格として社会的な認知が可能で比較的条件が整いやすいという利点がある。しかし、資産を持たないことで借入金制度を利用できない、あるいは税制上の優遇措置がないなど、社会福祉法人に比べると限界があり、不利な状況に置かれている。このような現状の下で、自立援助ホーム職員を先頭にした努力と工夫によって組織が保たれているのが実態である。

C 任意団体を支える人々

任意団体として運営している岡田ホーム

では、「岡田ホームを支える会(会員 10 名)」が同ホームの運営を支えている他、様々な人たちが支援している。天神ホームでは、ボランティア約 30 名が食事づくりに参加し、賛助会員約 100 名が年会費 3000 円を支払って、その運営を支えていた。

自立援助ホームに対する社会福祉法人の支援は、法人の性格により異なっている。「単独」型の社会福祉法人やNPO法人は、自立援助ホームの運営を支えることを目的に組織されているので、財政的にバックアップすることをはじめとした全面的なバックアップ体制をとっている。しかし、法人自体の基本財産が乏しく、基盤の弱さが弱点となっている。「複合施設運営」型の社会福祉法人は、支援するために社会福祉法人の財政的・人的な資源の「持ち出し」をすることになり、理事会の深い理解をえなければ、このような支援はできない。既存の社会福祉法人が自立援助ホームの運営に二の足を踏む理由がここにある。任意団体立の自立援助ホームは、一部の支援者の善意によって支えられてはいるが、「孤軍奮闘」の観は否めない。

(2) 自立援助ホーム運営の実態

自立援助ホームの運営実態を、①運営費、②利用者定員と物件の確保、③スタッフの勤務実態、の 3 点にまとめ、以下に示す。

① 運営費

同じ「社会福祉法人立」の自立援助ホームでも、法人のあり方によって運営費の総額が大きく異なっている。ここでは、主に運営費に占める公的資金の金額や割合に重点をおいて述べていく。

A 社会福祉法人立の自立援助ホームの運営費

単独型はすべて東京都にある自立援助ホームで、ここには国の補助金(※)の他に東京都から各ホーム約 1000 万円の補助金収入があるが、その他に、法人がバザーや寄付金によって得た収入や利用者の支払う利用料、補導委託費を運営費として確保し、予算総額は国、地方自治体の補助金の 2 倍以上を計上している。

同じ東京都内の自立援助ホームでも、「複合施設運営型」である自立援助ホームは、法人による運営費補助がある。「あすなろ荘」は、国の補助金に都の助成金を合わせて約 1000 万円、他に法人から約 600 万円の補助がある。「ミカエラホーム」では、国・都からの補助金の他に、バザーの売り上げ(約 100 万円)、法人からの援助金(300 万円)その他あわせて約 1500 万円で運営している。

東京都以外の「複合施設運営型」では、自治体独自の補助金上乗せの有無が、そのまま各自立援助ホームの運営費の格差となっている。

「せんだんの家」は、仙台市からの補助金が国からの補助金とあわせて約 1,400 万円支出されている。同じく「双葉ホーム」は、北九州市から約 1800 万円の補助金が、「慈泉寮」には国からの補助金に市が上乗せして約 1800 万円の補助金が出ている。

「島添ホーム」は収入の 8 割が、国・県からの補助金(国基準に自治体の上乗せあり)によって運営されているが、それでも人件費は非常勤職員 2 名分しか確保できず、自活訓練事業と合同で運営することで、常勤職員を確保してなんとか運営できている。

「鳥取フレンド」は、総額 1400 万円のうち国、県からの補助金は国基準通りで、定員 12 名で約 800 万円になる。その他に後

協会からの約 140 万円の資金援助や、補導委託費などを合わせて 1400 万円を確保している。

社会福祉法人立の自立援助ホームは、法人の支援と合わせて各自治体による補助金上乗せがあることで、自立援助ホームの運営が何とか確保されている。それでも児童福祉施設に支払われる措置費に比べれば少ない運営費である。また、各自立援助ホームの運営費の格差は自治体補助金の格差をそのまま反映していることがわかる。しかし、自治体が国基準に上乗せしている金額も、あくまでも「補助金」であり、今後各自治体の財政悪化による補助金カットが予想されるなど、緊迫した財政事情にある。

(※) 国からの補助金は、地方自治体と折半で合計 243 万 5000 円 (定員 6 名までの基準額) であった。ただし平成 16 年度から「対外関係調整費」という費目を設け、それとあわせて約 2 倍の 519 万 1000 円に増額されている。

B NPO法人立の自立援助ホーム

NPO法人立の自立援助ホームに対して、自治体の補助金上乗せがあるのは、一部の自立援助ホームに限られている。

「ベアーズホーム」、「カーペディエム」に対して埼玉県は、県単事業として補助金を各自立援助ホームに対して約 300 万円上乗せしており、6 名定員で補助金は約 800 万円になる。その他に法人からの資金援助や利用者負担金、補導委託費と寄付金をあわせて約 1000 万円を運営費として確保している。しかし、当然それだけでは十分とは言えず、そのしわ寄せは人件費にいつている。

「複合施設運営型」に近いとしたNPO法人でも、おのおの事情はかなり異なる。

「元気さん」は東京都からの補助金が上乗

せられて支給されている。

それ以外のNPO法人立の自立援助ホームは、自治体の上乗せはない。運営費の不足分は、支える会の会費・寄付金、バザー収益金、チャリティコンサートの収益などで賄っている。そのため、これらの活動に職員の労力が多く割かれている。

「大阪自立援助の家」はNPOの法人格をもっているが、自立援助ホームとして国庫補助金を受けていない。公的な性格は補導委託契約先として、設立3年半後によく登録された。開所の翌年、ホーム長が運営費不足を補うためにパートタイマーとして働き始めるが、翌年交通事故にあい、退職している。現在は、里親登録をし、また補導委託を1～2名受けて経費を捻出する以外は、ホーム長自身が個人負担する形で運営費を捻出している。

新設された自立援助ホームのヒヤリングでは、特に初年度の苦しい実情が明らかになった。「カーペディエム」は、開設準備金(物件・家具什器確保など)や、補助金支給までの運営費分として約500万円を自己資金(借金)で賄わなければならなかった。

「人力舎」は、初年度の補助金が年度末にしか支出されないため、開設準備金で1年間運営していかなければならず、その結果常勤職員の人件費が支払えないという苦しい運営を迫られた。これらの事例により、通常の運営費の確保とともに、自立援助ホームの立ち上げ資金の確保が課題として提起された。

C 任意団体立の自立援助ホーム

任意団体の運営費は、きわめて低額であった。「岡田ホーム」は運営費総額が約500万円で、その8割が国・地方自治体からの委託金で賄われている。それ以外には子どもの負担金(月1万円)があるが、未納の子も多い。それ以外の収入として寄付金が

あるが僅かである。運営費の少なさは、人件費を非常に廉価に抑える、自宅を使い住居費を節約するなど、あるいはホーム長夫妻の「目に見せない持ち出し」に依拠しているのであろう。

天神ホームはまったく公的資金を得ることなく、支援者の寄付金とボランティアによって運営している。「デンマーク牧場子ども家」は、国基準の庫補助金のみで、県の上乗せはない。不足分を補うため、牧場の生産物の販売利益を運営費にあてているが、運営はかなり厳しい。

自立援助ホームが 1997 年に児童福祉法に位置づけられ、公的な補助金が保障されたことの意義は大きい。このことにより、自立援助ホームの設立が加速されたことは確かである。しかし、NPO 法人立、任意団体立の自立援助ホームの運営費は、社会福祉法人立のそれと比較すると、さらに厳しい状況にある。そこで、活動に必要な経費を捻出するために、法人、自立援助ホームスタッフが一体となって、資金獲得のための活動に取り組む、あるいは経費の節減に努めるなどの努力をしなければならないことになる。これは、「さきがけ期」当時の自立援助ホームの活動と重なるものである。

② 利用者定員と物件の確保

i 利用者定員

自立援助ホームの利用定員は、多くが 5～6 名である。(19 箇所)その他、10 名定員は 3 箇所、12 名定員が 1 箇所、20 名定員が 2 箇所ある。(表2参照)

6 名定員の自立援助ホームが多くを占めるが、デンマーク牧場子ども家のように、6 名定員といっても、全体の利用者のうち 6 名を自立援助ホーム枠としている例外もある。また、来年度からベアーズホームでは地域のニーズ

に応えるために現在の 6 名から 10 名へ、またはせんだんの家はやまびこの閉鎖にともなって、10 名定員を16名定員の男女混合に変更予定である。逆に、鳥取フレンドは、同じく来年度、12名定員を 6 名に減員する予定である。

同じく自立援助ホームといっても、そこでの生活集団規模が利用者の生活にどのような影響を持つのかは、考慮されるべきである。運営する側が、それをどう考え、配慮していくのかは大きな課題である。入所定員に関しては、各ホームともし試行錯誤段階で、今後とも流動性が予想される。

また、注目すべき点として、性別によって入所を分けている自立援助ホームと男女混合で入所させている自立援助ホームがあることである。男性、または女性に利用者を限定している自立援助ホームは、「女性のほうがアパートを借りにくいので自立困難」(ピアホーム)など地域性によるものや、それまでの「女子寮」として自立支援を行ってきた実績から女性に限定する(ミカエラホーム)などの事情がある。それ以外には、同一地域に男子と女子の 2 箇所の自立援助ホームがあり役割分担をしていた(仙台市内における「やまびこ」と「せんだんの家」)場合もある。

このように、利用者の性別によって入所を限定している理由は、一律ではない。一方、男女を混合で受け入れている自立援助ホームがどのような理念を持って受け入れているのかは、今回のヒヤリングでは明らかにできなかった。

表2 定員別自立援助ホーム数

定員数	自立援助ホーム名
5～6名 (19箇所)	三宿憩いの家・経堂憩いの家・祖師谷憩いの家・あすなろ荘・岡田ホーム 星の家・自立援助の家・天神ホーム・デンマーク牧場子ども家 ベアーズホーム・ふじえホーム・元気さん・カーペディエム・風の家・人力舎 ふきのとう・ピアホーム(女)・双葉ホーム(男)ミカエラホーム(女)
10名(3箇所)	せんだんの家(男)島添ホーム・慈泉寮
12名(1箇所)	鳥取フレンド
20名(2箇所)	清周寮(女)・青少年福祉センター新宿寮(男)

網掛け＝入所者を男女別で設定しているところ()は性別を示す

ii 自立援助ホームの物件所有形態

定員数の設定に連動して、それに見合う自立援助ホームの建物を所有する必要がある。各自立援助ホームは、どのような物件を所有しているのかを調査した。以下にそれを示す。

A 社会福祉法人立の自立援助ホーム

「単独」型の社会福祉法人による自立援助ホームは、その長い歴史の中で自己所有の物件を確保してきた。「青少年福祉センター新宿寮」は、その歴史を4畳半のアパートから始めたが、多くの支援者の寄付によって、現在地に自前の5階建てのビルを確保した。何度かの改築を経て、6年前に大規模改築を行っている。

「清周寮」も多くの寄付金を集めて1974年に自前で寮を確保して開設した。青少年と共に歩む会の運営する3軒の「憩いの家」も、同じく多くの支援者によって順次物件を所有することが出来た。しかし、いずれも建物の老朽化が進んでいる。

これらの自立援助ホーム利用者の居室は、いずれも広くはないが「個室」が用意されている。

「施設複合運営」型の社会福祉法人が運営している自立援助ホームも、持ち家が多い。ミカエラホームは、聖家族寮（女子寮）と道を隔てた一軒家を確保している。鳥取フレンドは、以前は借家だったが、現法人の運営になってから法人敷地内に自立援助ホームを建てた。さらに、来年度から敷地外に一軒家を借りる予定である。

「せんだんの家」は、自立援助ホーム用に設計された一戸建てを法人が用意した。家賃はいらないと法人から言われているが、自立援助ホーム用の経費から月10万円を家賃として支払っている。来年度から定員16名に増員になるので、あらたに増築を予定しているが、これも法人によって費用が

まかなわれるという。

慈泉寮は、開設当初は学生寮を改装して使用していたが、7年前に新築移転し、2、3階に男女別の個室、ベランダ付の自立援助ホーム用の建物を確保した。あすなろ荘も、法人経営の児童養護施設と同一敷地内に、隣りあわせで自立援助ホーム用の家を建設した。

「島添ホーム」は、元歯科医院であった2階建ての借家を自立援助ホームとして借用している。ここは、開設にあたって、家もみつきり内装工事も完了した後、付近住民の強い反対運動に遭い、その地での開設を断念した経緯がある。

「やどかり」型の自立援助ホームである「ふじえホーム」は、家賃22万円（6LDK）で一戸建てを借りている。開設にあたって物件探しに難航し、30件くらい内見したが全て断られた。不動産屋から難色を示される、あるいは地域住民（民生委員含）からの反対もあり、物件の確保には苦勞をした。

B NPO法人立の自立援助ホーム

NPO法人立の自立援助ホームの所有形態は、自己所有物件と賃貸物件が半々であった。

物件を自己所有しているのは、4箇所の自立援助ホームである。いずれも、既存の物件を自立援助ホームとして転用して利用している。また、2箇所は「個人でローンを組み、家屋を購入」（ふきのとう）、あるいは「支援者が提供した家を200万円かけて改修」（風の家）しての個人所有形態であり、この形態は個人負担が大きい。さらに、このような個人所有形態は、所有者が事業から手を引いた場合、物件自体が使用できなくなるリスクを負うことになる。また、一般のやや大きめの住宅を自立援助ホーム用に使用しているため、「各部屋を小さく区

切って個室としている」(風の家)など工夫がされているものの使い勝手はよくない。

法人所有物件でも、「元気さん」のように法人が所有しているビルの一角に定員6名分のスペース(個室6室)を確保し、厨房等は他の利用者(高齢者自立型住居)と共有している「集合住宅型」の建物の一部を自立援助ホームとして運用しているという所有形態もあった。

賃貸物件を自立援助ホームとしているところは、5箇所である。賃貸物件を確保する際には、自己所有の際と共通の「適度な大きさの賃貸物件を確保する」困難さに加え、家主の理解を得ることと、家賃の支払い負担の困難が加味される。そこで、「支援者の理解で1年間は駐車場料金(6000円)のみで、次年度からは月3万円で2世帯分のアパートを借用予定(人力舎)」あるいは、「ホーム長の親御さんが残したアパートの3世帯分を使っている。メンバーが個室を利用できるように改装して使っているが、玄関、風呂、トイレが3つもあり、管理上問題がある。個人所有の物件をNPO法人が借用している形をとっているが、実際に家賃は支払える範囲内ではしか支払っていない。(ベアーズホーム)」など特別の配慮を得て、物件確保にいたっている自立援助ホームもある。

物件を確保してからも課題は大きい。「星の家」ではホーム長夫妻が実子と共に住み込みで運営しているために、子どもたちの成長に伴って「子どもたちとホーム長の家族の生活スペースを確保するために1軒家だけでは足りず、最近は大家さんの理解の下、隣に部屋や家を借りて居住スペースを確保」するなど、住環境の確保に苦慮している。

C 任意団体立の自立援助ホーム

任意団体の物件は、2箇所が個人所有物件を自立援助ホームとして利用している形態であった。「岡田ホーム」は、ホーム長の実家を自宅兼ホームとして利用している。1階がホーム長夫妻の部屋と台所・風呂などで、2階が利用者の居住スペースになっている。1,2階とも利用者に開放されており、自室以外でホーム長夫妻のプライベートな空間が確保できない。「天神ホーム」も住宅街にある2階建ての一軒家(4DK)を運営委員の一人が自費で購入して提供している。これらは、なんらかの事情で、所有者が支援から手を引いた場合、事業の継続そのものが困難な状況になることは明らかである。

「デンマーク牧場」は、不登校のこどもたちのためのフリースクールと共用で「元農学校の寄宿舎を寮として活用しているが、建物はだいぶ老朽化している。

自立援助ホーム用の物件の確保が困難な理由が、自己所有物件であっても、賃貸物件であっても、その「費用」を捻出することが困難であることは「想定内」であった。しかしそれ以外にも、自立援助ホームにふさわしい広さ、間取りや設備(複数のトイレや洗面所などがあつたほうが都合がよい)を備えた物件が、建売・賃貸物件とも少ないことや、自立援助ホームに対する地域、不動産屋、家主の理解をなかなかえられない困難、また物件が個人所有の場合、その個人が事業から手を引いた場合にはその物件も利用できなくなるなどのリスクを抱えていることがあきらかになった。

表3 物件の所有形態

自立援助ホーム名	物件所有形態	備考
三宿憩いの家	法人所有	
経堂憩いの家	法人所有	
祖師谷憩いの家	法人所有	
青少年福祉センター新宿寮	法人所有	
清周寮	法人所有	
双葉ホーム	法人所有	
ミカエラホーム	法人所有	
せんだんの家	法人所有賃貸	法人所有物件を月10万円で賃貸
慈泉寮	法人所有	
あすなろ荘	法人所有	
島添ホーム	法人所有	
鳥取フレンド	法人所有	
ふじえホーム	借家賃貸	
人力舎※	借家賃貸	支援者が格安で提供
カーペディエム※	借家賃貸	
ピアホーム※	借家賃貸	
ベアーズホーム※	借家賃貸	ホーム長から法人が借上げ
風の家※	関係者所有	支援者から提供受ける
星の家※	借家賃貸	
ふきのとう※	個人所有	ホーム長の個人ローンにて購入
自立援助の家※	個人所有	
元気さん※	法人所有	
デンマーク牧場☆	法人所有	
岡田ホーム☆	個人所有	ホーム長の自宅提供
天神ホーム☆	関係者所有	関係者が自立援助ホームのために購入

※=NPO 法人立 ☆=任意団体立の自立援助ホーム 無印は社会福祉法人立

③ スタッフの勤務実態（労働条件）

自立援助ホームの支援内容を規定する大きな要因は、スタッフの量的・質的確保がいかになされているかにあるといっても過言ではない。以下に、各自立援助ホームのスタッフ体制をまとめる。

A 社会福祉法人立の自立援助ホーム

● 複数常勤スタッフ体制の自立援助ホーム

常勤スタッフが3名以上いる自立援助ホームは、6箇所自立援助ホームである。

そのうち、「単独」型の社会福祉法人が運営する自立援助ホームは、職員体制が人数的には充実している。しかしその内実をみれば、必ずしも余裕のある体制とは言いがたい。

「青少年と共に歩む会」は、3軒の家（定員は合わせて18名）の運営を常勤スタッフ7人と宿泊ボランティア1名で行っている。これまでの約10年間、ホーム運営は寮母中心に、寮母3人が週5日を各ホームで、他のスタッフが週4日のローテーションで3軒のホームの宿直勤務をこなしていた。憩いの家の特徴は、宿泊を2名体制で行うことである。それは「男女一緒の入所を受け入れていること、夜間の対応やOB対応をするために必要な体制」という理由からである。しかし、この体制は寮母の負担が大きすぎることで、他のスタッフはサブ的なかわりしかできず中途半端であることなど、多々問題が生じてきた。そこで、前述したとおり来年度から「経堂憩いの家」を閉鎖し、スタッフが等しく週3～4日宿直をする「グループ交代体制」に変更することになった。それでも、長年自立援助ホームの運営を担ってきたスタッフの高齢化が進み、

世代交代の必要性と後継者養成が最大の課題になっている。

「青少年福祉センター新宿寮」（定員20名）は、常勤スタッフ5名、非常勤スタッフ2名の体制で運営している。非常勤職員2名のうち、1名は事務担当で週2日勤務だが、1名は常勤職員と同じ勤務内容で、ただ、「時給900円」という給与の支払い形態だけが異なる「常勤的非常勤」である。また、宿直は男性スタッフだけが行うので、月6泊の宿直を含む労働条件はかなり厳しい。

「清周寮」（定員20名）は正規職員4名、非常勤職員2名で運営している。こども正規職員、非常勤職員ともに全く同じ仕事をしているが、非常勤職員の給料は時給制である。また、ここの社会福祉法人は高齢児童専門の児童養護施設、グループホームも至近距離の場所で運営しており、法人内で人事異動も行われているが、これらの施設から自立援助ホームへの異動をしようとするとき、労働条件の格差あまりにも大きい。

「複合施設運営」型で複数専任スタッフ体制が出来ている自立援助ホームは、以下の通りである。「双葉ホーム」（定員6名）は、常勤職員3名と泊まり専門の非常勤職員2名、調理スタッフ1名の体制で運営している。「せんだんの家」（定員10名）は、常勤職員が3名（現在は欠員1名）、非常勤職員1名（調理、電話当番担当）で運営している。常勤職員には、基本給の他にボーナスも支給され、さらに宿直手当や社会保険などの制度も整っている。ただし、現在は2名体制なので、1人で月15泊の勤務をこなさなければならず、3名になっても月10泊の勤務で、条件は厳しい。

「ミカエラホーム」は3名の常勤職員と1名の非常勤職員とボランティア1名がローテーション勤務をしている。そのうち、ホーム長（常勤）と非常勤職員（週5日勤

務)として勤務するシスターが週2回の宿直勤務をこなし、それ以外の職員2名(常勤、週5日勤務)が1日宿直、また以前職員だった方がボランティアとして宿直をするというローテーションを組んでいる。これは、一般的な常勤職員と非常勤職員の勤務体制と異なる勤務実態と言える。また、ヒヤリング調査を行った当時、シスター以外のスタッフが2名辞めた直後であった。以上は、比較的職員数が多い自立援助ホームである。

常勤スタッフ2名体制の自立援助ホームは、「慈泉寮」と「あすなる荘」である。

「慈泉寮」のホーム長は、他の施設との兼務で全体統括的な仕事を行っている。日常の運営は、常勤職員2名(そのうち1人は夜間勤務で住み込み、1人は日勤)と非常勤職員1名、非常勤調理員1名が担当している。また、常勤職員とホーム長は夫婦で自立援助ホームに住み込んでいる。

「あすなる荘」は、常勤職員2名、非常勤の宿直スタッフ2名とホーム長(同一法人の児童養護施設副施設長でホーム長は兼任)の体制をしいている。常勤職員は法人採用で、児童養護施設職員とほぼ同じ給与が保障される。(宿直手当4500円、住宅手当、通勤手当、福利厚生、健康保険、介護保険有り)設立時の1988年に、同一法人から異動する形で常勤職員2名が勤めたが、2004年にその2名が退き(ホーム長はボランティアとして残る)新しいスタッフと交代した。この2名と宿直スタッフの1名は、大学生のとき実習を行い、その後ボランティアとして引き続き関わってきたメンバーで、長期計画で人材を育成してきた後の交代である。

「鳥取フレンド」は、ホーム長夫妻が実子とともに住み込み勤務をしているが、ホーム長は無償ボランティア、妻が常勤職員という待遇である。ホーム長の人件費が無

償なのは、その分の人件費が確保できないからである。ホーム長夫妻の他に、常勤スタッフ1名が児童養護施設職員から派遣され働いている。

●常勤職員1名体制の自立援助ホーム

「島添ホーム」は正規職員1名、非常勤職員2名の体制である。ここは、正規職員を雇用する経費を確保するために、分園型自立訓練事業と合同で事業を行う。また、夜勤体制を有償ボランティア団体から10名の協力を得て確保している。しかし、支払う賃金が低額のため(金額は不明)、非常勤職員は志があっても生活のためにやめていかざるを得ない。法人としては、2人の正規職員を雇用できるだけの補助金を県に要求しているが、未だ実現していない。

「ふじえホーム」は、ホーム長夫妻住み込みで、それに非常勤職員とアルバイト職員で運営している。ホーム長は週1日休みがある以外は、住み込み宿泊勤務を6日続け、ホーム長の夫は、他に職を持ちながら非常勤として関わっている。それを、非常勤職員が補う形でローテーションを組んでいる。

自立援助ホームのなかでは比較的恵まれた職員体制を確保できているといえる「社会福祉法人立」の自立援助ホームであっても、職員の勤務条件は厳しい。勤務条件を厳しくしているのは、夜勤のローテーション体制と、毎日の食事の提供を行う体制を確保する必要があるからである。特に、5~6人という小規模な人数の自立援助ホームが大部分を占める自立援助ホームでは、2~3人のスタッフで毎日の夜勤体制を維持するのが困難である。

しかし、自立援助ホームの法的位置づけは「第2種社会事業」の「相談事業」であり、補助金には食事や宿舎提供の経費は性

格的にふくまれない。そのため、予算要求の際に、食事提供や夜勤のための人員を確保するための予算要求をするには無理があると推察される。そこで、予算はあくまで「相談事業」を行うための積み上げとなり、実際には「全部を『込み』でみる」という運用の仕方しかできないのが実態であろう。ここに、法的位置づけと実態のねじれからくる矛盾が生じている。

B NPO法人・任意団体立の自立援助ホーム

NPO法人や任意団体が設立した自立援助ホームの職員体制は、基本的には「常勤職員1人体制」であった。このような体制で、なぜ自立援助ホームを運営できるか、その実情を詳しく調べた。

常勤職員1人体制で自立援助ホームの運営を可能にする条件は、3通りある。ひとつは、常勤職員が「超人的」な労働をすることである。二つには、非常勤の待遇で常勤職員と同じ働きをする「常勤的非常勤」職員を雇用することである。三つには、夫婦が住み込んで1人分の人件費で「家内労働」的に働くことである。

●「超人型」体制の自立援助ホーム

「人力舎」は、2004年度に立ち上げた自立援助ホームである。ホーム長は常勤で、一応「通勤交代制」となっているが、非常勤職員2名に週1回宿泊をしてもらう以外は、週5日の泊まりをこなしている。さらに初年度は補助金支給が年度末になるので、それまでホーム長は無給労働であった。

常勤職員2名体制をとる「ピアホーム」は、ホーム長は月25泊の宿泊勤務をこなす、実際は住み込み勤務のような状態である。理事長は昼間とその他の宿直勤務をこなし、この2人でホームを切り盛りしている。さらに、常勤職員といっても、二人とも基本

給は新人職員の初任給並みで、他に宿直手当(4千円)がつく程度で健康保険などの社会保障もない。今年度途中に1日5時間の非常勤職員を2名配置する予定である。

「風の家」には専任のスタッフがおらず、3名の非常勤職員(いずれも女性)と夜間は群馬学院職員、NPO法人理事(いずれも男性)が交替で宿泊ボランティア(無給)をしている。非常勤職員の給料は時給(750円)で支払われるが、時給制といっても、実際に働いた時間にたいして支払われるのではなく、予算の許す範囲内での支払いである。来年度には、専任で有給スタッフを「ホーム長」として迎える予定である。

「自立援助の家」は、ホーム長ひとりがスタッフとして運営している。ホーム長はNPO法人の理事長でもあり、そのどちらのポジションにたいしても給与等はなく、逆に自身の個人的収入を「寄付」することで、運営がなりたっている状態である。

「デンマーク牧場子ども家」は、フリースクール全体で正規職員4名が、自立援助ホーム枠の6名を含んだ約20名のメンバーとともに生活している。スタッフは、牧場内の職員宿舎で暮らし、職住接近で仕事をしている。日中の子どもへの支援の他に、朝晩の牧場の仕事や、そこで出来た製品の販売業務も担い、それが活動資金源となっている。

●「常勤的非常勤」型体制の自立援助ホーム

「青少年の自立を支援する会」が運営する「カーペディエム」はホーム長(常勤)と非常勤スタッフ1名にパートスタッフ2名で「通勤交代制」勤務をしている。しかし、ここでいう「非常勤」職員といっても、それは給与面だけで、実際の仕事は常勤と同じ「週3日の宿泊」勤務をこなしている。

同じ法人が運営する「ベアーズホーム」

も、その事情は同じで、2人の男性スタッフ（常勤と非常勤）でおのおの3泊の宿直勤務、さらに非常勤のホーム長が1泊の宿泊勤務を交代で行っている。常勤職員と非常勤職員の勤務負担はそれほど変わらない。一方で、賃金水準は非常勤職員がかなり低額である。常勤職員も医療保険や年金、退職金の保障など、社会保険が十分ではない。職員が「常勤職」あるいは「非常勤職」と言っても、業務内容による区別ではなく、人件費が十分支払えないことによる区分であることは、カーペディエムと同様の事情である。

「天神ホーム」は、県内の児童養護施設に勤務する運営委員5名が、ボランティアで泊まりを行い、他のメンバーが食事ボランティアとして交代で食事の世話をする体制で、専任スタッフはいない。宿泊ボランティアは、朝メンバーを送り出し、その後施錠をして出勤する。夕方、食事ボランティアがメンバーの帰ってくる前に開錠して、食事を用意し、その後泊まりスタッフと交代する。日中のスタッフを確保できなかったのもこのようにするしかなかったのだが、利用している青年たちには鍵を持たせなかったのも、仕事を早退したときなど「締め出し」になってしまう。

●「家内労働」型体制の自立援助ホーム

「ふきのとう」、「星の家」、「岡田ホーム」は、ホーム長夫婦が住み込みで運営している。「星の家」はホーム長夫妻が、常勤職員、非常勤職員として、実子と共に自立援助ホームに住み込んでいる。他に非常勤スタッフ1名と「365ボランティア」がおり、また、宿泊ボランティアも数名いるが、住み込み体制は実質的には24時間体制の勤務形態で、休日を保障することが難しい。給料・手当てなど詳細は、今回うかがうことができなかった。

「岡田ホーム」は、ホーム長が自宅を開放し、住み込み常勤職員（給料月15万円）として、もう一人のスタッフ（給料月5万円）とともに運営している。ホーム長の夫が、最近退職し、これまで以上にボランティアで食事づくりや野菜づくりなどを手伝うが、夫婦のプライベートな生活を保障する時間的・空間的余裕がない。

このような「夫婦住み込み」の体制は、夫婦がおのおの職員として契約しているというよりも、夫婦の協同体制によって運営が成り立っており、異なる表現をすれば、夫婦一体とならなければ自立援助ホームが維持できない体制とも言える。これは、もちろん各自の働きに応じた給料の支払いがされているわけでもないので「家内労働」型とした。

上記の類型にはいない、新たな形態が「元気さん」の職員体制である。「元気さん」は、専任スタッフ1名で運営しており、夜間の体制は高齢者自立型住宅の管理人が兼任している。専任職員は、高齢者事業など幅広い事業を展開している関連法人内の人事異動により派遣されるが、これまでの短期間に3名が異動している。ただし、詳細な勤務実態は今回のヒヤリングでは明らかにできなかった。

以上の結果をみれば、運営主体の財政力の差が、自立援助ホームのスタッフ数と職員待遇の差に歴然と現れていることが明らかになった。

常勤職員を複数配置しているのは、社会福祉法人が運営している自立援助ホームであり、さらに国基準の補助金に自治体独自の補助金上乗せ額が1000万円程度ある自立援助ホームに偏っている。それでも、児童養護施設などの職員配置基準に比べれば、なお低い職員配置で、きわめて厳しい労働

条件下にあると言える。

さらに厳しい条件下にあるのは、NPO法人立や任意団体立の自立援助ホームで、ほとんどが「常勤職員 1 人体制」である。しかし、実態は、財政事情が常勤職員の給料を 1 人分しか支払う力量がない、という事情による体制であり、1 人では補えない部分を、常勤職員が超人的に働くことでカバーしている、あるいは「非常勤」分の人件費で常勤職と同じような労働をボランティア的に行う、住み込みで家族の生活を犠牲にして働くことによって、なんとか運営を維持しているのが実情である。

運営体制を概観すると、NPO法人による自立援助ホームは、「立ち上げるには都合のよい方法」であるが、「運営を継続的に行うためには、かなり困難な状況」にあるといえる。

さらに、このような状況からは、「現状の困難」だけではなく、「将来の後継者を養成できない」という困難を抱えていることがわかった。そのなかで、唯一例外的に「あすなる荘」が「後継者育成計画」の下で人事交代がおこなわれていた。ここから、われわれは教訓を引き出さなければならない。

なお、今回「勤続年数」に関してはヒヤリングすることができなかった。利用者支援について検討する際重要な視点であり、来年度の研究課題としたい。

(3) スタッフの経歴と意識

① スタッフの経歴

自立援助ホームのホーム長を中心に、調査に応じてくださったスタッフの経歴をヒヤリングできた範囲内で概観すると、以下のように類型化できた。

A ボランティア型

学生時代に、または知人から誘われて自立援助ホームや児童養護施設のボランティアを始め、そのなかで自立援助ホームを立ち上げ、またスタッフとして働くことになった人たちである。

B 前児童養護施設・児童自立支援施設職員型

自立援助ホームの運営を中心的に担っているスタッフの多くは、児童養護施設や、児童自立支援施設の前職員で、公務員職にあったものもいる。彼らは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童相談所などに長年勤め、その子どもたちの施設退所後の様子から、自立援助ホームの必要性を認識し、自立援助ホームを立ち上げた人たちである。

C その他の(福祉)関係者

直接・間接に青年たちにかかわり、彼らへの自立援助ホームの必要性を認識し、自立援助ホームを立ち上げた人たちである。その経歴は、「理事長が住職で、その妻が里親をしていた」、「会社員をしながらBBS活動にかかわり、保護司や青少年専門の更生保護施設に勤めていた」「宗教法人の運営する自立援助ホームなので、修道活動の一環として」など多彩であった。

② 自立援助ホーム設立の動機

自立援助ホーム開設の動機は、その当時の要保護年長児童の生きる時代を色濃く反映している。以下に、設立時期区分ごとに

各自立援助ホームの設立動機をまとめる。

● 「さきがけ期」の自立援助ホーム開設の動機

青少年福祉センターと憩いの家の開設動機は種々の出版物で語られている。その内容を簡単にまとめると、戦後、戦災孤児の児童養護施設出身者が施設を出た後、相談する人、帰る場所を頼って長谷場氏を頼り、彼らの居場所を創る必要性を感じて自立援助ホーム「新宿寮」を立ち上げた。さらに、男子専門で行っていた自立援助ホーム事業でも、頼ってくる女子が絶えず、1960年ころから職員が家に連れ帰ったり、アパートを借りて住ませたりしていたが、1974年に女子寮として建物を建築し、正式に「清周寮」として自立援助ホームを始めた。

「憩いの家」の場合にも、同じような時期に、更生保護施設の職員だった財部氏の呼びかけで、中卒の児童養護施設出身者を支えようと設立された。そこにボランティアとして、またはスタッフとして参加したスタッフによってその仕事が引き継がれ、現在にいたっている。

● 児童福祉法位置づけ以前

児童福祉法に位置づけられる以前の1980年代に自立援助ホームを開設したところに、その開設動機をうかがうと、開設前後の要保護年長児童の状況を色濃く反映していることがわかった。

「さきがけ期」についていち早く自立援助ホームを立ち上げた「鳥取フレンド」は、「当時（1970年前後）まだ集団就職が盛んで、地元を離れ都市部へ就職していく児童養護施設出身者が多い時期に、退所児童が大阪で自殺したことがきっかけとなっている。葬儀に集まったOB・OGから「困ったときに帰ってくる事が出来る自分た

ちの家を創ろう」という声があがり、市内に借家を借りて住み込み就職先がないメンバー、病気をしても面倒を見てくれるものがないメンバーが暮らせる場所と自立支援の場を用意した。その延長線上に「自立援助ホーム」がある。

この当時は、国と教育機関が一体となって若年労働者を「金の卵」ともてはやし「集団就職列車」に乗せて大量に大都市に集中させた。これまでの「職親」的に生活の面倒も含めて親代わりに育ててくれた就労システムにかわり、安価な労働力として使い捨てた時代である。⁽¹⁾ そのなかには、児童養護施設出身者も当然含まれていた。それでも、多くの集団就職者はなにかあれば帰れる「実家」を持っていた。しかし、当時の児童養護施設関係者には、いったん退所した彼らを迎え入れる物的・人的余裕を持つことはできなかった。そのような中で、彼らのための「居場所」を先駆的に開設したのが「鳥取フレンド」を立ち上げたものたちである。

1980年代半ばには、東京で、二つの自立援助ホームが設立された。「ミカエラホーム」は、これまでも一般の学生や勤労者のための女子寮に児童養護施設を退所した児童を任意で預かっていた。そこで、自立援助ホームの制度を知り、東京の自立援助ホームのメンバーに相談して、「自立援助ホーム」として始めたのが「ミカエラホーム」である。

同じく東京にある「あすなろ荘」は、卒園生対策として「高齢児のグループホーム」を開設しようとした。しかし、当時は東京都の認可が出ず、「自立援助ホーム」の制度を使って開設したという経緯ある。開設までの準備期間に3年かけ、法人内に研究会を立ち上げて、自立援助ホームのありかたを研究した末に開設に至ったとのことであった。

1990年代はじめには、兵庫県で児童養護施設職員有志5名が、自立援助ホームを立ち上げた。当時の彼らは、児童養護に携わるものとしての個人的思いと仕事上の必要に迫られて、物件を確保し、各々の仕事を続けながら始めたという。それが「天神ホーム」である。また、1990年代半ばには「更生保護施設では思うような処遇ができない。青年たちのその後の支えの必要を感じた」という動機で、家庭裁判所からの補導委託を受けることを念頭に自立援助ホームを運営しようと個人で自立援助事業を始めたのが、大阪の「自立援助の家」である。その後、大阪で公的施設が統合・再編して自立支援を行うセンターを開設する構想があったので、この事業は閉鎖して通所・相談活動に切り替えようと思ったが、公的機関の構想は思い通りに機能せず、「自立援助の家」にセンター開設後も入所相談等があり、現在も細々と継続している。

1980年代から1990年代にかけて、児童養護施設は要保護年長児童を中学卒業後も施設内で処遇するために、「高校進学問題」に熱心に取り組んだ。その結果は確実に上昇した高校進学率に現れている。しかし、自立援助ホームは、高校進学率が向上してもなお残る中卒自立児童や高校中退児童の自立支援のために、その必要性がますます高まっていった。また、高校進学率の向上は施設内に「15歳以上の要保護年長児童の処遇困難」の問題を抱えることを意味した。具体的には、この時期すでに高校生として行動範囲、交友範囲が広がった年長児童にたいする処遇体制が整わないまま、様々な「問題行動」が起こり、その結果「高校中退」による「自立退所」児童が出てきている。彼らへの対応をする必要性が、児童養護施設等関係者が開設に踏み切っていた動機と考察される。

● 児童福祉法位置づけ以後

1997年以降に開設された自立援助ホームのそれぞれの事情をみると、正式に開設したのは児童福祉法以後だが、それぞれに「前史」があり、その実績を基礎に、法的な位置づけとNPO法人による開設が可能になったことから、「万を待して」開設に踏み切ったことがわかった。

「星の家」は、ホーム長が児童養護施設職員だったころから、施設を出て行き場のない子どもたちを自宅の「居候」として面倒をみてきていた。ホーム長の基には、口伝で男の子たちが1人、二人と頼ってきていたのが、結婚してからは女の子まで頼ってくるようになり、星さんの奥さんや子どもたちには、「二人だけの新婚生活」や「家族水いらず」の団欒などは皆無に等しかった。そんな星さん夫妻に、まわりの支援者たちが自立援助ホームとして活動することを進めたのが、自立援助ホームを開設する動機である。

「岡田ホーム」は、ホーム長が児童養護施設を退職し、行き場のない子どもたちのために開設した。前史として、ホーム長退職当時は運営の基盤となる助成金制度がなかったため、1988年に知的障害者のグループホーム、学校不適応児童生徒相談支援事業などを行っている。こういった実績が行政に評価され、1998年に任意団体として自立援助ホームの開設に至っている。

「デンマーク牧場子どもの家」のホーム長も、同じく県職員として児童福祉に携わっていた。しかし、もっと直接子どもと関わる仕事をしたいと思い転職したという。当時は校内暴力が問題になっていた頃で、子どもたちは荒れていたが、なかでも「施設で子どもがよくなっていない」と感じ、自分も現場で直接子どもに関わりたかったという。約20年間前のことで、それか

ら不登校の子どもたちのフリースクールを行ってきたが、利用料（月額約15万円）を払えない子どものために、6名定員の自立援助ホーム枠を設定した。

「元気さん」は、里親を20年あまり行う中で、里親解除後の子どもたちの自立に不安を感じ、自立への環境面・精神面・経済面支援として自立援助ホーム設立にいたった。里親経験から、措置解除後の里子の支援の必要性、なかでも知的な面でハンディを持つ子どもたちの支援の必要性を感じ、彼らへの里親経験を活かした自立支援に関心をよせている。

一方で、児童養護施設はもとより、児童自立支援施設関係者が既存の制度の限界を感じ自立援助ホームを立ち上げる動きも目立つ。

「ベアーズホーム」は、全国自立援助ホーム連絡協議会が2000年に行った「第2回全国自立援助ホームセミナー埼玉大会」の「全国に自立援助ホームを！」という呼びかけによって開設された。ホーム長は、児童自立支援施設を初めとして長年県職員として児童福祉に携わり、「県内の要養護年長児童の『居場所』が必要」と感じた。同時に児童自立支援施設の限界も感じ「制度の狭間で支援できない子どもたちを誰かが支援しなければならない」と思ったのが開設動機である。自立援助ホームに関する県の関心や、それを受けて立つ担い手の不在、支援者の存在などをにらみ。他の自立援助ホームの見学等を通じて、県職員を定年よりも2年早く退職し自立援助ホームを立ち上げた。

「ピアホーム」は、これまでも理事長夫妻（前児童自立支援施設職員）が里親登録をし、一時保護所がいっぱいのときは、彼らの一時保護もしていた。その経験から県西部地域にも自立援助ホームの必要性を感じ、県内の「鳥取フレンド」の理事である

藤野先生たちの支援を受けて開設した。ホーム長には児童養護施設の職員を迎え、県西部の児童福祉関係者、学校関係者などの支援のもとに活動を始めている。

他にも、「退所した子どもが施設に戻れない現状や、共に暮らす中で生活を立て直す必要性を感じた」元児童養護施設・前児童相談所職員（人力舎）や、「施設を退所後行き場がない子どもたちの自立を手助けする場の必要性と、施設の高齢児童処遇の限界を感じた」児童自立施設職員や支援者たち（群馬風の家）、「退所後不安定な生活を送っている子どもたちへの支援の必要だ」という自身の施設生活体験と児童指導員の体験から決意した職員（ふきのとう）など、多彩な関係者が開設している。

児童福祉法に位置づけられた後の開設動機をうかがうと、児童養護施設のみならず、児童自立支援施設、里親、児童相談所職員などが、既存の児童福祉施設の限界を感じ、自立援助ホームを立ち上げているのが近年の動向であることがわかる。

● 行政主導の開設

1990年代には、行政主導で自立援助ホームが開設されているのが特徴的である。行政からの呼びかけで自立援助ホームを立ち上げたところは、以下の通りである。

「慈泉寮」は、1991年に行政から社会福祉法人に委託の打診があり、行政主導で市内全体の福祉関係者の声を持ち上げて実現したという。また、1992年に「島添ホーム」が、沖縄県からの要請もあり、児童養護施設を卒園した子たちへのケアの必要性を常々感じていた児童養護施設長の呼びかけで、県内児童養護施設長や教育委員会などの有志で実行委員会を作り、協議を重ねて開設に至った。今回ヒヤリングができていないが、「えんどうホーム」も1992年に横浜市

からの要請で開設している。

1998年には、仙台市から要請を受け、東北福祉会から法人取得の協力が得られたので元教員、前児童養護施設職員が着任して「せんだんの家」が開設されている。同年、「双葉ホーム」が九州に自立援助ホームがない関係で、自治体のほうから設立してほしいという依頼があった。市内に児童自立支援施設がなく、軽微な非行を犯した少年を入所させる施設がなかった。あらたにそれを作るよりも自立援助ホームを作ろうということになり、児童養護施設を運営している社会福祉法人に行政側から依頼して設立した。2004年には、横浜市の主導で2軒目の自立援助ホーム「ふじえホーム」が開設している。

これらの地域で、どのような状況で行政主導の自立援助ホームの開設に至ったのかは、今回ヒヤリングできていない。

以上の結果、スタッフの経歴をみると、主力となっているスタッフの多くが児童養護施設・児童自立支援施設の前職員であることがわかった。さらに、最近解説した自立援助ホームは、施設関係者のみならず里親やフリースクール関係者など、その裾野がひろがってきていることがわかる。

開設動機は、その時代の要保護年長児童を取り巻く環境が影響していた。特に最近の設立動機は、要保護年長児童の抱える問題に対して既存の児童養護関係施設の限界を感じ、それを乗り越えるために開設したと語るものが多かった。また、1990年代以降、行政主導で設立された自立援助ホームがあり、その自治体の設立動機に関してはヒヤリングできていない。